

所得税（働き方の選択に対して中立な税制・課税の適正化）に対する意見

株式会社経営共創基盤
代表取締役 CEO 富山和彦

1. 働き方の選択に対して中立な税制（配偶者控除等）

労働力不足が深刻化する中で、女性の就労・活用促進は待ったなしの重要課題である。そのためには、待機児童解消など労働と子育ての両立、労働と介護の両立といった様々な問題に取り組むことも必要だが、税制やそれに関連する制度・慣習が女性の就業調整を促していることも事実である。女性の社会進出が進み、共働き世帯も増加傾向にある中で、女性の就労・活用を更に促進するためにも、家族のあり方の変化や働き方の多様化等の社会・経済の構造変化を踏まえた税制が不可欠である。

（1）配偶者控除

配偶者特別控除の創設により、いわゆる“103万円の壁”を境とした税制上の所得の逆転現象は既に解消しているが、配偶者の給与収入が65～141万円である世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにも関わらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、専業主婦（夫）世帯や共働き世帯よりも控除額の合計が多い（二重の控除）。

この世帯全体の控除について、働き方の選択に対して中立的にするため、「配偶者の給与所得に関わらず、夫婦に対しては一定額の控除を付する制度」に修正すべきである。

その際、現在、二重の控除を享受している家計に対しては実質的な負担増となるが、これに対しては、段階的な移行期間を設けることで、急な負担増を強いることがないように配慮すべきである。また、この移行期間は意欲のある勤労配偶者に対してその就労の増加を後押しする期間にもなる。

また、基礎控除の趣旨は最低生活費控除と考えられることから、その金額、他の人的控除との関係や、各種社会保障制度との整合（所得保障や個人所得課税の課税所得や税額を基準とした負担額算定制度等）などの調整は必要であるものの、所得控除ではなく、課税金額から直接差し引く税額控除化することがその制度趣旨に沿うものとする。

(2) 社会保険料

社会保険料における 130 万円の壁は、未だ実態として可処分所得の逆転が生じている問題であり、税制における配偶者控除と併せて見直すべきである。

(3) 企業の賃金・手当制度（配偶者手当、家族手当など）

“103 万円の壁”を境とした所得の逆転現象は既に解決されていることの認知不足に加え、「配偶者の給与所得が 103 万円あるいは 130 万円までは配偶者手当等を支払う」という慣行が日本企業に普及していることが、配偶者の就労促進を妨げていることは否めない。このような慣行は官民ともに変えていく必要がある。

(4) 子育て支援への重点配分

女性の就労促進を含む労働力の有効活用のために、子育てと労働の両立の実現は重要課題である。そのため、保育所の定員増加・増設や規制改革などに関する実効的な制度上の取り組みと共に、今回の税制度見直しで生じた財源を子育て支援に重点配分すべきである。

2. 課税の適正化（出国時における未実現のキャピタルゲインへの課税）

国内居住期間中に獲得した出国時点で未実現のキャピタルゲインについては、その利益が外国滞在時に実現したとしても、我が国において適切に課税されるべきである。先行する諸外国の制度を参考にしつつ、出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例を、租税回避防止措置として早急に検討・導入すべきである。

(了)